

# 公有地の拡大の推進に関する法律第2章に係る那覇市事務処理要領

平成24年6月1日施行

## 第1章 総則

(主旨)

第1条 この要領は、公有地の拡大の推進に関する法律(昭和47年法律第66号。以下「法」という。)第2章に係る事務を円滑かつ適切に行うため必要な事項を定めるものとする。

## 第2章 届出等に係る事務

(法第4条第1項に掲げる土地の区域等を示す図面の整備)

第2条 法第4条第1項第1号、第2号、第4号及び第5号に掲げる土地の区域等に係る決定若しくは指定又は変更をした者は、速やかにその内容を示す2,500分の1以上の図面及び書類(以下「図面等」という。)を那覇市長(以下「市長」という-)に提出するものとする。

2 市長は、前項の図面等を受理したときは、当該図面等を整備し、当該写しを公衆の閲覧に供するものとする。

(令第2条第1項第1号の指定)

第3条 市長は、公有地の拡大の推進に関する法律施行令(昭和47年政令第284号)第2条第1項第1号の指定を使用とするときは、沖縄県教育委員会または那覇市教育委員会に協議するものとする。

2 市長は、前項の指定をしたときは、公有地の拡大の推進に関する法律施行規則(昭和47年建設省・自治省第1号。以下「規則」という。)第2条の定めるところにより、公告するものとする。

(用地取得計画の作成など)

第4条 地方公共団体等(法第2条第2項の地方公共団体等及び那覇市にあっては関係部局をいう。以下同じ。)は、法第4条第1項第6号に規定する届出に係る土地について、用地取得計画(第1号様式)を作成し、市長に提出するものとする。

2 前項の用地取得計画は、次に掲げる事項を記載するものとする。

(1) 法第4条第1項第6号に規定する届出に係る土地について、法第6条の手続きによる買い取りを希望する土地の用途、区域(区域が不確定の場合においては、所在地域)及び面積並びに当該事業の施行者(施行者が未定の場合においては、施工予定者)、及び年度。

(2) その他参考となるべき事項

3 前2項の規定は、地方公共団体等が用地取得計画を変更しようとしたときに準用する。(届出書等の用紙の備付け)

第5条 市長は、土地有償譲渡届出書及び土地買取希望申出書（以下「届出書等」という。）の用紙を常時備え付けておくものとする。

（届出書等に添付すべき図書）

第6条 届出書等に添付すべき図書は、届出等（法第6条第1項の届出等をいう。以下同じ。）の内容を明らかにした次の各号に掲げるものとし、第1号から第4号までについては製本及び写しにそれぞれ各1部、第5号については正本1部添付するものとする。

（1）位置図（縮尺10,000分の1以上の地形図又はこれに代わるものに届出に係る土地の位置を明示したもの）

（2）周辺図（周囲の状況が分かる縮尺1,500分の1以上の図面に届出等に係る土地の区域を明示したもの）

（3）平面図（公図の写し又はこれに代わるものに届出等に係る土地の形状を明示したもの）

（4）登記事項証明書（届出等に係る土地の所有者が分かるもので、なるべく最近のものとする。写しでも可）

（5）委任状（届出等に係る土地の所有者から届出等に係る事務を委任された場合）

（受理書の交付）

第7条 市長は、届出等を受理した時は、当該届出等に係る届出書当に受理年月日及び登録番号を明示した受理印を押し、当該届出等をした者に土地有償譲渡届出・土地買取希望申出受理書（第2号様式）を交付するとともに、公有地先買関係文書処理台帳（第3号様式）に所用の事項を記入するものとする。

（届出等の内容の通知等）

第8条 市長は、届出を受理したときは、直ちにその内容を地方公共団体等に通知するものとする。

2 前項の通知は、用地取得計画に照らし、当該届出に係る土地の買取を希望しないことが明らかであると認められる地方公共団体等については、これを行わないことができる。

3 第1項の通知は、次の各号のいずれかに該当する場合その他地方公共団体等が届出等に係る土地の買取りを希望しないことが明らかであると認められる場合については、これを行わないことができる。

（1）譲渡後も、その土地の上に存する建物等を利用し、継続して業務を行うことを前提とした譲渡

（2）譲渡担保及び代物弁済の予約

（3）現物出資

（4）親会社・子会社相互間の譲渡

4 市長は、地方公共団体等について、第1項の通知を行わないときは、土地の買取を希望する地方公共団体等がない旨を直ちに当該届出をした者に通知するものとする。

5 前項の通知は、法第4条第1項第6号に規定する届け出については、当該届出があっ

た日から起算して1週間以内に行うように努めるものとする。

(届出等に係る土地の買取り希望の申出)

第9条 地方公共団体等は、届出等の内容を知ったときは、7日以内に当該届出に係る土地についての買取り希望の有無を市長に申し出るものとする。

2 市長は、前項に規定する申出を回答期限までに行わない地方公共団体等がある場合は、当該地方公共団体等における買取り希望がないものとみなすことができる。

(買取り協議を行う地方公共団体等の決定等)

第10条 市長は、前条の申出を勘案して、法第6条第1項の買取り協議を行う地方公共団体等を決定し、その旨を届出等をした者及び当該地方公共団体等に届出があった日から起算して3週間以内に通知書(第4号様式及び第4号様式の2)により通知するものとする。

2 市長は、前条の申出に基づき、地方公共団体等が届出等に係る土地の買取りを希望しないことが明らかになったときは、直ちにその旨を当該届出等をした者に通知書(第5号様式)により通知するものとする。この場合において、当該届出等が、法第4条第3項の規定により法第4条第1項の規定による届出とみなされる国土利用計画法(昭和49年法律第92号。以下「国土法」という。)の届出であるときは、国土法第27条の4第3項(国土法第27条の7第1項において準用する場合を含む。)の規定に基づく譲渡の制限が解除されるものではないことを付記するものとする。

3 前項の通知は、法第4条第1項第6号に規定する届出については、届出のあった日から起算して2週間以内に、これを行うよう努めるものとする。

(届出書等の保管)

第11条 市長は、届出書等及びそれに添付された図書を少なくとも法第8条に規定する期間を経過した日の属する会計年度の翌年度の4月1日から起算して5年を経過する日まで保管するものとする。

### 第3章 買取り協議等

(買取り協議)

第12条 第10条第1項の通知を受けた地方公共団体等は、速やかに届出等をしたものと当該届出等に係る土地の買取りについて協議するものとする。なお、国土法第27条の4第3項(国土法第27条の7第1項において準用する場合を含む。)に規定する期間内に協議を打ち切るときは、国土法第27条の4に基づく譲渡制限が解除されるものでないことを明示するものとする。

2 市長は、国土法第27条の5第1項又は国土法第27条の8第1項の規定に基づく勧告がされるときは、あらかじめその内容を第10条第1項の通知をした地方公共団体等に通知するものとする。この場合地方公共団体等は、直ちに協議の状況を市長に報告するものとする。

(買取協議の結果の報告)

第 13 条 地方公共団体等は、前条第 1 項の協議が成立したとき又は成立しないことが明らかになったときは、遅滞なくその旨を市長に報告するものとする。

(先買いに係る土地の管理)

第 14 条 地方公共団体等は、法第 6 条の協議により届出等に係る土地を買い取ったときは、法第 4 条第 1 項の届出に係る土地、国土法第 27 条の 4 第 1 項 (国土法第 27 条の 7 第 1 項において準用する場合を含む。) の届出に係る土地、法第 5 条第 1 項の申出に係る土地の別を明らかにした用地台帳 (第 6 号様式) を作成し、法第 9 条の定めるところにより、管理するものとする。

(買取の証明書の発行)

第 15 条 地方公共団体等は、届出等に係る土地を法第 6 条第 1 項の協議に基づいて買い取ったときは、租税特別措置法施行規則 (昭和 32 年大蔵省令第 15 号) 第 17 条の 2 第 1 項第 6 号又は同令第 22 条の 5 第 1 項第 6 号に規定する証明書を発行するものとする。

#### 第 4 章 補足

(法第 2 章の所管部局)

第 16 条 法第 2 章及びこの要領に規定する市長の事務は、都市みらい部都市計画課において処理するものとする。

2 地方公共団体等は、法第 2 章及びこの要領に規定する事務を処理すべき部局を定め、又は変更したときは、市長に通知するものとする。

(補足)

第 17 条 この要領において、地方公共団体等が那覇市の関係部局である場合は、「市長」を「都市計画課長」と読み替えるものとする。

付則

この要領は、平成 24 年 6 月 1 日から施行する。

付則

この要領は、令和 3 年 3 月 12 日から施行する。